

1 Korea

KR1		交通事故の死傷者の半減プロジェクト							
	開始年 2008	目的 交通事故の半減	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR2	教育	学校の交通安全教育							
	開始年	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR3	教育	子供および学生の交通安全教育							
	開始年 2003	目的 子供及び学生の交通安全意識の啓発	対象/参加者 幼稚園・小・中・高等学校	実施主体	実施担当者 母親の交通安全指導者	根拠法等	内容 教育資料(模型の信号機、横断歩道、自動車など)を用いた実習教育実施	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR4	教育	交通安全担当教師の教育							
	開始年 2008	目的 学生の交通秩序を高めるための教師教育	対象/参加者 交通安全担当教師	実施主体 道路交通公団	実施担当者	根拠法等 道路交通法123条	内容 交通安全に関する専門知識及び指導要領教育 通学・学園バス運転者の教育	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR5	教育	子供の保護者の教育(みどりのお母さんの会)							
	開始年 1995	目的 子供の交通事故予防 交通安全教育	対象/参加者 子供の保護者(グリーンお母さん会)	実施主体 道路交通公団	実施担当者	根拠法等 道路交通法123条	内容 交通安全の指導方法、交通関係の法律及び事故予防のための保護者の役割などの教育	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR6	啓発	交通安全教育の教材の政策・補給							
	開始年	目的 交通安全教育	対象/参加者	実施主体 道路交通公団	実施担当者	根拠法等 道路交通法123条	内容 様々な用途の交通安全教育刊行物及び視聴覚教材の体系的な開発・製作	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR7	教育	子供の交通公園の運営							
	開始年	目的 子供の正しい交通安全意識の形成促進	対象/参加者	実施主体 道路交通公団	実施担当者	根拠法等 道路交通法123条	内容 横断歩道の渡り方、交通安全標識の理解、自転車の乗り方及び視聴覚教育	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR8	教育	一般の交通安全教育							
	開始年 2003	目的	対象/参加者 運転免許試験の申請者	実施主体 道路交通公団	実施担当者	根拠法等 道路交通法123条	内容 交通秩序、交通事故と予防、自動車運転の基礎理論などの視聴覚教育	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR9		特別交通安全教育							
	開始年	目的	対象/参加者	実施主体	実施担当者	根拠法等	内容	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								

2 Korea

KR10	教育	交通法規の教育							
	開始年 2005	目的 安全運転の習慣形成促進	対象/参加者 運転免許の保有者	実施主体 道路交通公社	実施担当者	根拠法等 道路交通法 73 条	内容 交通秩序と交通事故、運転者の心得、交通法規と安全、運転免許及び自動車管理など	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR11	教育	交通マナーの教育							
	開始年	目的 法規違反者を対象にした再教育実施	対象/参加者 運転免許の違反点数が40点以上の者	実施主体 道路交通公社	実施担当者	根拠法等 道路交通法 73 条	内容 交通法規違反者のための交通法規及び安全運転教育 飲酒運転者のための心理的教育と体験教育実施 交通事故体験者のための危険予測及び防御運転、運転の精密な適性検査など実施 免許取消し対象者のための運転行動検査、交通心理及び行動理論、知覚・危険克服の技術教育実施	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR12	教育	交通参加の教育							
	開始年 2005	目的 法規違反者を対象にした再教育実施	対象/参加者 交通マナー教育を希望する者	実施主体 道路交通公社	実施担当者	根拠法等 道路交通法 73 条	内容 交通法規違反者のための交通法規及び安全運転教育、飲酒運転者のための心理的教育と体験教育を実施 交通事故体験者のための危険予測及び防御運転、運転の精密な適性検査など実施	効果・評価	付記(その他情報) 交通マナーの教育の履修者のうち、警察署で実施した現場体験教育を修了した者を対象に教育を実施 (運転免許停止日数30日減軽)
	終了年								
KR13	教育	大人の交通安全教育							
	開始年	目的	対象/参加者 機関・団体、企業など	実施主体 道路交通公社	実施担当者	根拠法等 道路交通法 123 条	内容 交通法規、自動車点検、携帯使用の危険性、エコドライブ、自転車の利用、右側通行	効果・評価	付記(その他情報)
	終了年								
KR14	教育	交通安全の専門教育							
	開始年	目的 交通安全関連の専門能力の養成	対象/参加者 交通警察(交通事故の調査)及び一般人 (ここで言う一般人とは、軍の捜査関係者、高速道路公社の関係者、道路交通公社の関係者、全国のバス・タクシー・貨物組合の関係者、運送会社の関係者、保険社の関係者が該当する)	実施主体 道路交通公社	実施担当者	根拠法等 道路交通法 123 条	内容 交通事故の調査課程、道路交通運営の実務課程、自治体の安全施設及びITS 課程、交通安全診断の専門教育課程など	効果・評価	付記(その他情報) 1)交通事故調査の課程 - 交通警察交通事故調査の課程：交通事故調査実務課程、専門課程、異議の調査の課程 - 一般の交通事故調査の課程：事故調査の基礎実践コース、車両運動、事故再現実践コース 2)道路交通安全施設の課程：交通警察、道路交通運営実務コース、自治体安全施設担当実践コース
	終了年								
KR15	教育	外国人の交通安全教育							
	開始年 2008	目的 外国人の交通安全	対象/参加者 現在国内に滞在する外国人	実施主体 道路交通公社	実施担当者	根拠法等 道路交通法 123 条	内容 国内の交通環境に不慣れな外国人を対象に交通安全教育を実施	効果・評価	付記(その他情報) 外国人労働者の運転免許取得のための教育などを外国語で実施
	終了年								
KR16	教育	ワーキングスクールバス							
	開始年 2010	目的 子供の交通安全教育	対象/参加者 小学生	実施主体 安全行政部	実施担当者 歩行安全の指導者	根拠法等	内容 学校の登下校時に、発生可能な多様な交通事故の類型及び予防法の指導	効果・評価	付記(その他情報) ワーキングスクールバス：歩行安全指導者が通学路を歩いて定められた時間と場所で子どもたちを安全に登下校させる集団歩行システム
	終了年								

